

議案第118号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～5 [略]		1～5 [略]	
		6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（本人の責によらない事由による個人番号又は住民票コードの変更により返納した場合、国外転出により返納した場合その他のやむを得ない事由による場合の再交付を除く。）	1枚につき 800円
6 [略]		7 [略]	
7 [略]		8 [略]	
8 [略]		9 [略]	

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市住居表示に関する条例の一部改正)

2 さいたま市住居表示に関する条例（平成13年さいたま市条例第300号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳等の写しの交付を請求する者は、当該写しの交付を受ける時までに、さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号） <u>別表第8項</u> に規定する手数料を納付しなければならない。 2 [略]	(手数料) 第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳等の写しの交付を請求する者は、当該写しの交付を受ける時までに、さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号） <u>別表第9項</u> に規定する手数料を納付しなければならない。 2 [略]